

【取扱い厳重注意】

平成23年8月23日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局

局員 仁保 智紀 (3～5)

齊藤 修啓 (1～2)

平成23年8月22日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりであるので報告する。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

原子力安全委員会事務局総務課 水間英城氏

2 聴取日時

平成23年8月22日午前9時30分頃から同日午前12時00分頃まで

3 聴取場所

東京都千代田区3-1-1 中央合同庁舎4号館

4 聴取者

高嶋 智光 参事官

仁保 智紀 主査

齊藤 修啓

5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

第2 聴取内容

作業員の緊急時被ばく限度量引上げに係る対応、モニタリング等について別紙のとおり

第3 特記事項

当ヒアリングにおいては、当方が事前に送付した質問事項に対し、水間課長から回答集（別添）が手交され、一部右回答集に基づき回答が行われた。

以上

【取扱い厳重注意】

別紙

1. 被聴取者の身分について

水間原子力安全委員会（以下「安全委員会」という）事務局総務課長は、3月12日までは出張で茨城県東海村におり、安全委員会の事務局対策本部総括班長として、安全委員会事務局内部の人繰りや安全委員会の開催の調整を行うとともに、官邸地下で開催されていた緊急参集チームに安全委員会事務局長の代理として出席するため、安全委員会と官邸との間を断続的に行き来していた。14日には官邸で班目委員長と一緒にいたことを記憶している。

2. 作業員の線量限度引上げについて（担当：齊藤）

14日13時半頃、1Fの現場の線量が高くなってきたことを受け、注水作業を継続するにあたって、それまで厳しい線量限度を守ってきた東電に法令違反をさせないように、官邸5階の応接室で海江田経済産業大臣、細野総理補佐官、保安院の安井省エネルギー・新エネルギー部長、東電の武黒フェローらが集まって線量限度引上げの必要性について検討が行われた。東電から「このままではやりにくいです」という話があったのかもしれないが、また東電と保安院の間で5階に議題が来る前から調整があったかもしれないが、直接には承知していない。この場で、班目委員長から「緊急時なので、1人当たり250mSvまでに制限して注水作業を続けることでやむなし」との発言があったのは覚えている。ICRPの制限値は500mSvだが、安全サイドに立ったのと、立地審査指針で仮想事故が起きた場合の許容目安線量を250mSvとしているのを参考にして、考えを述べられたのだと思う。私に対して「立地審査指針は250でしたよね」と言われ、「そうです」と返事したのを覚えている。ただし、必ずしも班目委員長の発言がなければ限度を上げないという状況ではなかったと思う。

総理まで了解を取り、その後、保安院の職員に伝えた。その職員は、原子力安全委員会から方針を出してほしいと言っていたが、法令担当の水野補佐に電話して、あくまでも経産省から発議すべきであるので経産省の担当者である佐伯補佐と至急調整して、経産省から発議させるよう指示した。水野補佐からは厚労省にも発議させないといけないと聞いた。私としては、東電とその関連会社が主だと考えており、人事院規則にも関係するとまでは考えが至らなかった。また手続きについては文科省にも14時台頃に予め連絡し、明野原子力安全課長に対して、「緊急時の対応でありマニュアル通りにはいかないかもしれないが、持ち回りで良いから手続きに瑕疵がないようにやってほしい」と連絡した。厚労省に対しては、官邸に来ていた厚労省出身の███官から伝えるということだった。

保安院との調整の結果、原子力安全委員会としては、承知しておくだけで、諮問は経産省及び厚労省から文科省の放射線審議会に対して行うことになった。原子力安全委員会としては、事実上庁舎に詰めていた3人の委員で15時頃から会議を開いてもらい、保安院からの説明を了承した。

当時保安院は主導的役割を果たせておらず動きが鈍かったように見受けられた。班目委員長は常に海江田大臣と細野補佐官のそばにおり、両者とも専門家として班目委員長を頼っていて、何でも班目委員長に聞いてしまえという感じだった。

【取扱い嚴重注意】

500mSv への再度の引上げの話はあったかもしれないが、 の中での検討に留まっていた。 までは上がってきていない。

3. モニタリングについて (担当: 仁保)

3月16日のモニタリングに係る役割分担 (文科省がモニタリングデータを収集・公表し、安全委員会がそれらのデータを評価するというもの) については、同日午前9時頃に、屋内退避区域の外側である第一原発から30 km 以遠の地域の一部で、高い放射線量が計測されており、その説明を行うために官房長官から久住安全委員会委員が官邸に呼ばれた際に、上記役割分担について官房長官から指示が行われたと聞いている (詳細については、久住委員に同行した小原課長に聞いてほしい)。私 (水間課長) は、久住委員から直接報告を受けたわけではないが、午前中に安全委員会がモニタリングデータの評価を行うことになったということを知っていたと記憶している。

3月25日からモニタリングデータの評価結果を安全委員会から公表するに至った経緯についてであるが、事故発生後から国民への情報開示は一般的に官房長官記者会見を通じて行われていたので、16日から25日までは、安全委員会においては評価結果を安全委員会から公表するという発想はなかった。文科省は、マスコミ等からただデータを公表されても意味が分からないと批判を受けていたらしく、23日頃に森口文科省審議官から私 (水間課長) のところに電話があり、安全委員会から評価結果を公表してほしい旨の依頼があった。その後、安全委員会は、福山官房副長官の指示に基づき、3月25日に公開の会合を開催したが、対外公表については全て官邸に報告するようとの指示が事故発生後から来ていたため (時期等の詳細は不明)、25日以降公開の会合での配布資料については官邸 (総理、官房長官、福山官房副長官、細野補佐官、瀧野官房副長官) に送付していた。

4月22日に原子力災害対策本部が発表した「モニタリング強化計画」は、広瀬参与と吉田技術参与が安全委員会事務局からほぼ独立する形で起案し、関係省庁との調整を行っていたので、詳細は承知していない。

ところで、広瀬内閣官房参与の任命は官邸の意向であると聞いており、安全委員会が広瀬参与の任命を知ったのは、任命日 (3月28日) の2~3日前であったと記憶している。対外的には、 内閣府官房長の応答要領において、「安全委員会事務局をサポートするために経験豊富な広瀬参与を任命した」という説明がなされたが、安全委員会から事務局の強化を官邸等に要請したわけではない。吉田技術参与の任命についても、官邸の指示に基づくものと聞いており、広瀬参与をサポートするために、3月29日頃に任命された。

4. SPEEDI (緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム) について (担当: 仁保)

(3月16日以降、文科省が安全委員会に SPEEDI の運用を任せようとした経緯について、別添資料を用いて水間課長から適宜説明があったうえで、) 3月16日以降、文科省は SPEEDI に関する同省への問い合わせは、全て安全委員会に回していたので、マスコミや SPEEDI の存在を知っている専門家等から、SPEEDI に関して安全委員会に対して多数の問い合わせがあった。環境モニタリング指針や原子力災害対策マニュアル等においては SPEEDI データの公表に関する取り決めはなく、また、そもそも SPEEDI システムを所管

【取扱い厳重注意】

しているのは文科省であったため、安全委員会としては SPEEDI による試算結果を 公表するという発想はなく、プレスからの問い合わせについては、「文科省の方に問い合わせしてほしい」と回答していた。また、3月15日以前でも委員の間では、政府はすでに避難措置等を探っており、わざわざ SPEEDI を使って避難措置を検討する必要はないとの考え方が共有されていたように思われる。

(3月23日に安全委員会が公表した SPEEDI の試算結果について) 3月23日の午前中に、逆推定による SPEEDI 試算結果(モニタリング結果を用いて放出源情報を逆推定し、その情報をもとに SPEEDI システムにより3月1日から24日までの積算線量の値を計算したもの)が得られた。その結果の一つである小児甲状腺の積算線量が、避難・屋内退避措置の範囲外である30 km 圏外において、ヨウ素剤の服用基準である100 mSv を超えていたことを受け、班目委員長と久住委員が官邸に説明に行くこととなった。

これとは別のルートで、3月23日の午前中に小原 課長が細野補佐官から SPEEDI の試算結果の公表に関して説明を求められて、事前にアポイントメントをとっていたので、班目委員長と久住委員は一刻も早く官邸幹部に説明を行うため、小原課長の車に同乗して官邸に向かった。ただし、当初、小原課長は細野補佐官に対して、当時安全委員会が認識していた SPEEDI の試算結果は、公表してもあまり役に立たないものであるとの説明を行う予定であった(官邸では、午前中に細野補佐官、午後に官房長官、総理にそれぞれ説明を行っているが、具体的なやりとりについては小原課長に確認してほしい)。

3月23日に得られた逆推定による SPEEDI 試算結果については、 官邸から安全委員会から技術的な説明を行うようにとの指示があり、公表することとなった。同日夕方に(上記試算結果を官邸に説明に行った)班目委員長及び久住委員が安全委員会に帰ってきてから、公表のためのプレス会見の準備を開始したと記憶している。4月11日には、安全委員会は、事前に官邸の了解を得て第二回目の逆推定による SPEEDI 試算結果の公表を行った。

3月23日以降の SPEEDI データの公表については、①1時間あたり1Bqの放射性物質の放出を仮定した SPEEDI の定時計算の結果(以下、「単位放出」という)、②モニタリング結果を用いて放出源情報を逆推定し、その情報をもとに SPEEDI システムにより 積算線量の値を計算した結果(以下、「逆推定」という)、③さまざまな過程において文科省、安全委員会、保安院がそれぞれ独自に行った試算(以下、「独自試算」)の三種類について、累次にわたって文科省と安全委員会の間で協議が行われた。3月24日に文科省に対してなされた情報公開法に基づく情報公開請求への対応を契機として、情報公開法上の請求についての対応方針が文科省、安全委員会の間で検討され、官房副長官や細野補佐官とも対応を協議していった。

その後の経緯についてはよく覚えていないが、4月中旬に一部報道(週刊ポストだったと思う)において官邸が SPEEDI データの公表を止めたとする記事が出たことを契機として、行政側から積極的に公表を行うことが政府内部で検討され、官房長官の指示を受けた細野補佐官の意向を受けて、最終的には4月25日に細野補佐官が政府・東電による統合記者会見の場で SPEEDI データの公表を発表した。

4月25日の午前中に官房長官のところで SPEEDI の公表に関して協議があり(水間課長も出席)、この場で、同長官から「政府が保有するすべての計算結果を公表するように」

【取扱い嚴重注意】

との指摘があった。このとき、文科省は、独自試算については非公表にすべきとの考え方を持っていたため、驚いた様子であった。私はこの協議の結果を、細野補佐官とともに統合本部にいた広瀬参与に伝えた。なお、統合本部においては、広瀬参与と細野補佐官が協議を行い、①の単位放出については、過去に実際に行った結果については公表するが、翌日の拡散予測のようなものは行わないという整理がなされた。この記者会見では、細野補佐官は①単位放出のみならず、③独自試算についても全て公開されるものと考えていたようであるが（②は3月23日以降安全委員会が適宜公表していたので、問題とはならなかった）、XXXXXXXXXXは、まずは①単位放出を公表し、③独自試算についてはデータを整理したうえで公表すれば良いとの理解であった。その後、③独自試算についてデータの整理方法に関してXXXXXXXXXXの間で調整が行われ、5月3日に文科省、安全委員会、保安院のウェブサイトから公表された。

5. 安全委員会委員等の現地派遣について（担当：仁保）

（事故発生直後から、海老根XXXXXXXXXX企画官1名を除いて現地に安全委員会の職員は派遣されなかったが）安全委員会として明確に安全委員会委員等を現地に派遣しないとの決定を行ったことはない。当時は、公共交通機関が麻痺しており、現地に職員等を派遣することは困難であった。さらに、オフサイトセンターが機能しておらず、原子力災害対策本部長（総理）から原子力現地対策本部長（経産副大臣XXXX）に対して原子力災害対策基本法に基づくも権限委任も行われなかったため、現地の情報を収集しつつ派遣の必要性については常に確認を取るようにはしていたが、結果的に派遣はされなかった。また、現地対策本部や県から委員等を派遣してほしいという要望は、私（水間課長）の知る限りではなかったと記憶している。

【機密性2情報】

事故調査・検証委員会第3班追加ヒアリング対応メモ

2011年8月22日

原安委事務局・水間

(問) 官邸(特に緊急参集チーム)における原子力安全委員会の役割

- ・「原子力災害対策マニュアル(原子力災害危機管理関係省庁会議)」に規定有。

(問) 官邸における班目委員長の動き(総理への助言等)

- ・3月11日～12日は、水間は官邸に行っていないので、班目委員長の両日の言動については、直接承知してはいない。
- ・班目委員長が菅総理に直接説明している場面に水間が居合わせたのは、3月14日夕方の総理執務室での打合せの場の1回のみと記憶。この場には、枝野官房長官、海江田大臣ら出席していて、原子力安全委員会からは、班目委員長の他、久木田委員長代理、岩橋事務局長、JAEA ■■■氏が同席。1Fサイトの半径30km圏内を避難区域とすることまでは必要ないであろうとの説明を行った。

(問) 海老根企画官の現地派遣の経緯

- ・3月11日は、水間は午後から出張し、地震発生時は用務先の茨城県東海村のJAEA原子力科学研究所(旧原研)に居た。直ちに用務を切り上げ、東京に戻るべく試みたが、結局、原子力安全委員会事務局に帰り着いたのは、翌3月12日20時頃であった。したがって、海老根企画官の現地派遣の手配等については関わっておらず、事実関係については後から、事務局内で聴かされた。

(問) モニタリング

○3月16日のモニタリングの役割分担に関する官房長官指示の経緯

- ・3月16日の官房長官によるモニタリングの役割分担に関する指示について、それがどういう経緯でなされたのかについては、承知していない。

○3月25日からモニタリングデータを公表するに至った経緯

- ・3月23日21:00から、原子力安全委員会としてSPEEDIの試算結果についての記者会見を実施したが、その際、記者から、原子力安全委員会の顔が見えない、官房長官による記者会見で説明される数字の根拠が示されない場合があり、専門的な解説や資料の発信については原子力安全委員会が自ら行うべきではないか、環境モニタリングについても文部科学省はデータを出すだけで数値の意味や評価についての説明がないので原子力安全委員会による評価結果について、自ら公表し、さらに記者団に解説してほしい等の要望が出され、班目委員長から、「前向きに検討してまいりたい。」と発言。
- ・これを受け、庁舎内会見室の確保や使用する資料の作成方針等の検討を進め、3月25日の原子力安全委員会の議題として取り上げ、原則毎日記者会見を開き、モニタリング結果の評価についての説明を行うこととしたもの。この会見は同日から1か月間にわたり、原子力安全委員会の単独ブリーフィングとして実施したが、その後、本件については、東電本社における統合会見の場で資料提供・説明を行うようになった。なお、資料の公表は、一貫して原子力安全委員会のウェブサイトにおいて行っている。

<http://www.nsc.go.jp/anzen/shidai/genan2011/genan019/siryo3.pdf>

○4月22日に発表されたモニタリング強化計画の策定経緯（広瀬内閣府本府参与及び吉田技術参与と原子力安全委員会との関係を含む）

- ・原子力安全委員会は、4月10日の原子力安全委員会臨時会議にて、同日付けで原子力災害対策本部から意見を求められた件について、「計画的避難区域」と「緊急時避難準備区域」の設定についての意見を述べたが、その中で、このような区域設定の見直しが将来なされるまでの間、「さらに当該区域の環境モニタリングを強化して、関係するデータを集約・分析して、見直しの検討に資するようにすることが必要である。」としている。
- ・4月22日の「環境モニタリング強化計画について」は、この原子力安全委員会の意見を受けて、原子力災害対策本部が策定したしたもの。
- ・策定作業については、広瀬研吉内閣府本府参与と吉田敏雄氏が文部科学省等と連絡調整を進めていたようであるが、詳細は承知していない。

【機密性2情報】

○原子力安全委員会が行ったモニタリング評価結果の緊急参集チームでの扱い

- ・原子力安全委員会では、3月16日の官房長官指示を受けて、3月17日から文部科学省から情報提供を受けたモニタリング結果について随時、評価を行っていたが、その評価結果については、官邸の緊急参集チーム会合で資料配付・説明を行い、情報共有に供していたところ。

(問) SPEEDI の運用について

○3月15日以前の原子力安全委員会における SPEEDI の活用

- ・SPEEDI は、国の防災基本計画にも明記されているとおり、文部科学省が整備・運用しているものである。今回の福島第一原子力発電所の特定事象発生後は、同計画に基づき、文部科学省からの指示により(財)原子力安全技術センターは、単位量(1ベクレル)放出を仮定した予測計算結果を3月11日の夕方以降、関係機関に配信していた。原子力安全委員会も事務局に設置されている表示端末機で、この配信を受けていた。
- ・今回の事故においては、施設から放出される放射性物質等に関する情報(放出源情報)が得られていなかったことから、文部科学省はSPEEDI本来の機能である施設からの放出情報を用いた放射性物質の拡散予測計算を実施できていなかったと認識。
- ・3月12日に、原子力安全委員会からの依頼で、1F1号機からの放射性物質の放出を仮定した試算を行ったものとされるもの(1件)があることを事後知った。(原子力安全委員会のウェブサイトで公表している。)

○3月16日以降のSPEEDIの担当省庁に関するやり取り

- ・3月16日午前、文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課防災環境対策室から電話があった。「本日午前中の官房長官の決定により、文部科学省では環境モニタリング測定を充実強化させることになった。この際、文部科学省の最高幹部の決定により、本来の被曝予測計算が全くできていないSPEEDIは、文部科学省では使わないことにしたので、文部科学省EOCに来ている(財)原子力安全技術センターのSPEEDIのオペレータはやることができなくなった。こういう事情なので、今日これからすぐにでも、原子力安全委員会が行うモニタリング評価等に際してのSPEEDIの効率的活用に資するため、

- (財)原子力安全技術センターの SPEEDI のオペレータを原子力安全委員会事務局に派遣するので、庁舎内への受入れ方よろしくお願ひしたい。」とのこと。
- ・当方から、「SPEEDI は、文部科学省が(財)原子力安全技術センターに委託して整備・運用しているものであるが、オペレータがこちらで作業することで、この委託関係や(財)原子力安全技術センターの役割が変わることはあるのか。」と確認したところ、XXXXXXXXXX「原子力安全委員会として SPEEDI を用いる場合に、これからはいちいち文部科学省を通じて連絡してもらう必要はなく、(財)原子力安全技術センターのオペレータに入力条件などを示してもらえばよいということであり、原子力安全委員会に何か新たな負担をお願ひするものではない。」との返答を受けた。
 - ・3月16日の官房長官による役割分担に関する指示については、①文部科学省がモニタリングのデータ取得及び結果のとりまとめ・公表を行い、②原子力安全委員会はこのモニタリング結果についての評価を行い、③原子力災害対策本部においてその評価に基づく各種具体的対策を行う、というものが原子力安全委員会としての理解であったし、官房長官から原子力安全委員会に対し、SPEEDI の運用を原子力安全委員会に移管せよとか一元化せよというような指示は受けていない。
 - ・その後、放射性物質の放出量の推定の精度向上などに努めつつ、いくつかの計算条件に基づいての SPEEDI を用いた試算を実施していたが、施設からの放出量が時間の経過とともに少なくなり、5月上旬ごろまでには、それまで以上の精度向上の期待はできない状況になったので、5月12日の原子力安全委員会において総括を行い、以降においては原子力安全委員会独自の試算を行う見込みはないことを表明した。
 - ・これに伴い、(財)原子力安全技術センターのオペレータに依頼する作業も全くなかったため、5月中旬ごろから森口文部科学審議官に対し、数次にわたる電話で、土日問わず夜勤シフトを組んでいる(財)原子力安全技術センターの派遣を早急に取りやめてくれるよう依頼。5月末にようやく文部科学省が(財)原子力安全技術センターに対し、原子力安全委員会事務局から引き揚げるよう指示を行ったので、本件オペレータの派遣が終了した。
 - ・なお、SPEEDI の運用が原子力安全委員会に移管され、一元化されたのか等について問うた上野通子参議院議員からの質問主意書に対する政府の答弁書においても、「(SPEEDI の)運用を原子力安全委員会に一元化した」という事実はないことが明記されている。

<http://www.sangiln.go.jp/japanese/joho/kousei/syuisyo/177/melsai/m177132.htm>

○3月23日に逆推定によって得られた SPEEDI データの扱い

- ・3月16日以降、原子力安全委員会では、日本原子力研究開発機構の協力を得て、周辺環境モニタリングのダストサンプル測定結果等から、放射性物質の放出量等の逆算的推定を行い、この放出推定値を SPEEDI の入力データとして用いた積算被ばく線量の試算等を試みていたところ。
- ・風向き等の関係で3月20日頃から利用可能な測定データが取れ始め、3月23日の朝になって、最初の「後予測的」な放射性ヨウ素による積算内部被ばく線量の試算結果が得られた。
- ・この試算結果の精度についてはかなり粗いものであり、また、非常に保守的な仮定を置いたもの（1日24時間屋外に居た場合）であったが、特定の方向・地域において相対的に高めの積算線量の分布を示していたため、23日午前中に、班目原子力安全委員長、久住原子力安全委員、■■■■氏（JAEA）が官邸に赴き、小児甲状腺内部被ばくについての念のための測定実施の必要性などをまず細野総理補佐官、続いて枝野官房長官らに説明した。
- ・本件試算結果を踏まえ、原子力安全委員会緊急助言組織が3月23日及び25日付けで原子力災害対策本部あてに「被ばく線量評価に伴うモニタリングの強化について」を発出し、現在の被ばく線量の把握、特に感受性の高い小児への健康影響をより正確に把握するため、屋内待避区域あるいは SPEEDI で甲状腺の等価線量が高いと試算された地域の小児の甲状腺線量の実測を依頼。
http://www.nsc.go.jp/ad/pdf/20110325_4.pdf
- ・官邸からの意向もあり、3月23日21:00から、原子力安全委員会として本件試算結果についての記者会見を実施。
- ・原子力安全委員会が行った上記の試算を含む SPEEDI 活用に関する経緯等については、5月12日の原子力安全委員会にて総括を行っている。
<http://www.nsc.go.jp/anzen/shidai/genan2011/genan031/siryo4-1.pdf>
<http://www.nsc.go.jp/anzen/shidai/genan2011/genan031/siryo4-2.pdf>
<http://www.nsc.go.jp/anzen/shidai/genan2011/genan031/siryo4-3.pdf>

【機密性2情報】

OSPEEDI データの公表について

- ・ SPEEDI を用いて得られた試算や計算結果の公表については、その試算条件や仮定の設定を行って計算等の依頼を行った機関が、それぞれのウェブサイトにおいて公表するなどしている。
- ・ 公表についての経緯等に関しては、下記の柿澤未途衆議院議員への答弁書にて明らかにされている。

平成二十三年七月二十一日提出
質問第三四〇号

SPEEDI試算図の公開に関する質問主意書

提出者 柿澤未途

SPEEDI試算図の公開に関する質問主意書

福島第一原発事故の発生にともない、放射性物質拡散シミュレーションSPEEDIの試算図が三月十二日未明には官邸に送信され、その後も試算図が継続的に作成されてきた。ところが、その試算図は作成直後に公開されず、ほとんど全ての試算図が、作成から一か月以上の期間が経過した五月以降になって、遑って公開されていく事となった。政府のこの対応が適時適切な住民避難を妨げたとの批判もあり、これについては菅総理も「責任を感じている」と答弁されているところである。

そこで、以下、質問する。

- 一 SPEEDIの試算図を当初、非公開とするにあたって、その是非を検討し、決定した人がいるはずだが、それは政府内のどの部所の誰(単数か複数かを問わず)か。
- 二 公開・非公開を決定できる法律上の権限を有しているのはどの部所の誰か。
- 三 非公開とするにあたっての法的根拠は何か。
- 四 SPEEDIの試算図は「元々、住民避難への活用が想定されているものであり、作成時点で原則公開すべきものだった」と広く解されているが、SPEEDIの試算図は公開を原則とするものであるとの理解で良いか。また、その根拠法令は何か。
- 五 衆議院東日本大震災復興特別委員会における質疑を控え、本年五月二十七日に上記の内容を含めた「資料要求」を政府に提出しているが、上記の内容については、政府はこの間、回答の保留を続けている。国会議員からの資料要求に対し、二か月間近くの長期間にわたって回答せず放置した理由を、具体的かつ納得できる形で明らかにされたい。

右質問する。

衆議院議員柿澤未途君提出SPEEDI試算図の公開に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)については、「防災基本計画」(昭和三十八年六月十四日中央防災会議決定)等において、関係省庁の迅速な応急対策の実施に資するため、得られた予測結果を関係省庁に伝達すること等を定めているが、平成二十三年三月十一日に発生した平成二十三年(二千十一年)東北地方太平洋沖地震の発生後、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所について、地震による通信系統の途絶等により、原子炉の状態等に関する情報が入手できなかったため、実際の放射性物質の予測放出量等の情報を得ることができず、これに基づく放射能影響予測を行うことができなかったものであり、現在においても同様の状況にある。

他方、内閣府原子力安全委員会においては、周辺環境における放射性物質の大気中濃度の測定結果等から推定される福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出量等に基づき、周辺環境における積算線量の試算等を同月十六日から行い、その結果を同月二十三日以降、公開するなどしており、文部科学省においては、福島第一原子力発電所から一ベクレルの放射性物質が放出されたと仮定した場合の周辺環境における放射性物質の大気中濃度及び空気吸収線量率の試算等を同月十一日から行い、その結果を同年四月二十六日以降、公開するなどしており、経済産業省原子力安全・保安院においても、福島第一原子力発電所から様々な量の放射性物質が放出されたと仮定した場合の放射性物質の大気中濃度及び空気吸収線量率の試算等を同年三月十一日から行い、その結果を同年五月三日以降、公開している。

政府においては、福島第一原子力発電所及び東京電力株式会社の福島第二原子力発電所の事故に関する情報について、適切な公開に努めてきたところと認識しているが、今後とも、両発電所の周辺住民等に役立つ正確できめ細かな情報の提供を行ってまいりたい。

五について

お尋ねの点については、事故への対応等により業務が多忙を極めていたこともあり、対応が困難だったためである。

【機密性2情報】

○3月14日の作業員の線量限度の250mSvへの引上げに関する安全委員会(委員長含む)の関与について

- ・3月14日(月)は、官邸にて班目委員長と一緒に居たことを記憶。
- ・1F現場の線量が高くなっている中、注水作業を行うには、従事者の被ばく線量限度を引き上げる必要性についての相談が行われた。13時半頃、5階の応接間でのことで、海江田大臣、細野総理補佐官、保安院安井氏、東電武黒氏らが居たように思う。
- ・班目委員長から「緊急時なので、1人当たり250mSvまでに制限して注水作業を続けることでやむなし」というような発言があったと記憶。
- ・15時頃、班目委員長と官邸2階の会議室(待機場所)に居たところ、保安院(具体的に誰だったか覚えていない)から班目委員長に「原子力安全委員会が方針決定してくれれば、経済産業大臣告示を変える理由にできるので何とかしてほしい」旨依頼があり、班目委員長から水間に対し手続きを指示。水間は役所に居た水野総務課長補佐にこの旨を電話連絡し、「本件は、経済産業大臣告示であるので、あくまでも経産省から発議されるべきものであり、また、厚生労働省所管の電離則上の規定にも同様のものがあり、厚生労働省との連絡調整も経産省から行ってもらうべき。さらに、文部科学省の放射線審議会への諮問も両省からやってもらうなければならない。まずは、経産省の担当者(佐伯氏)と調整を至急行うように」と指示。
- ・折り返し水野補佐から水間に電話があり、「経産省とは調整できた。先方は、やはり原子力安全委員会としても、線量限度引上げの方針について承知しておいてもらいたいとのことであった。」と報告があったので、「班目委員長の了解を得ておくので、庁舎内に居る3人の原子力安全委員に集まってもらって、会議を開き、経産省の方針を原子力安全委員に報告すること。」と指示。
- ・さらに水間は、文部科学省の明野原子力安全課長に電話し、原子力安全委員会が調整する立場にはないが、経産省と厚生労働省から作業員の線量限度を引き上げることにについて放射線審議会へ諮問する旨の連絡が行くと思うから、持ち回りででも放射線審議会の対応ができるよう準備しておいた方がよいと思う旨、予告的に連絡しておいた。

【取扱い厳重注意】

平成23年8月23日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局

局員 仁保 智紀 (3~5)

齊藤 修啓 (1~2)

平成23年8月22日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりであるので報告する。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

原子力安全委員会事務局総務課 水間英城氏

2 聴取日時

平成23年8月22日午前9時30分頃から同日午前12時00分頃まで

3 聴取場所

東京都千代田区3-1-1 中央合同庁舎4号館

4 聴取者

高嶋 智光 参事官

仁保 智紀 主査

齊藤 修啓

5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

第2 聴取内容

作業員の緊急時被ばく限度量引上げに係る対応、モニタリング等について

別紙のとおり

第3 特記事項

当ヒアリングにおいては、当方が事前に送付した質問事項に対し、水間課長から回答集（別添）が手交され、一部右回答集に基づき回答が行われた。

以上

【取扱い嚴重注意】

別紙

1. 被聴取者の身分について

水間原子力安全委員会（以下「安全委員会」という）事務局総務課長は、3月12日までは出張で茨城県東海村におり、安全委員会の事務局対策本部総括班長として、安全委員会事務局内部の人繰りや安全委員会の開催の調整を行うとともに、官邸地下で開催されていた緊急参集チームに安全委員会事務局長の代理として出席するため、安全委員会と官邸との間を断続的に行き来していた。14日には官邸で斑目委員長と一緒にいたことを記憶している。

2. 作業員の線量限度引上げについて（担当：齊藤）

14日13時半頃、1Fの現場の線量が高くなってきたことを受け、注水作業を継続するにあたって、それまで厳しい線量限度を守ってきた東電に法令違反をさせないように、官邸5階の応接室で海江田経済産業大臣、細野総理補佐官、保安院の安井省エネルギー・新エネルギー部長、東電の武黒フェローらが集まって線量限度引上げの必要性について検討が行われた。東電から「このままではやりにくいです」という話があったのかもしれないが、また東電と保安院の間で5階に議題が来る前から調整があったかもしれないが、直接には承知していない。この場で、斑目委員長から「緊急時なので、1人当たり250mSvまでに制限して注水作業を続けることでやむなし」との発言があったのは覚えている。ICRPの制限値は500mSvだが、安全サイドに立ったのと、立地審査指針で仮想事故が起きた場合の許容目安線量を250mSvとしているのを参考にして、考えを述べられたのだと思う。私に対して「立地審査指針は250でしたよね」と言われ、「そうです」と返事したのを覚えている。ただし、必ずしも斑目委員長の発言がなければ限度を上げないという状況ではなかったと思う。

総理まで了解を取り、その後、保安院の職員に伝えた。その職員は、原子力安全委員会から方針を出してほしいと言っていたが、法令担当の水野補佐に電話して、あくまでも経産省から発議すべきであるので経産省の担当者である佐伯補佐と至急調整して、経産省から発議させるよう指示した。水野補佐からは厚労省にも発議させないといけないと聞いた。私としては、東電とその関連会社が主だと考えており、人事院規則にも関係するとまでは考えが至らなかった。また手続きについては文科省にも14時台頃に予め連絡し、明野原子力安全課長に対して、「緊急時の対応でありマニュアル通りにはいかないかもしれないが、持ち回りで良いから手続きに瑕疵がないようにやってほしい」と連絡した。厚労省に対しては、官邸に来ていた厚労省出身の[]官から伝えるということだった。

保安院との調整の結果、原子力安全委員会としては、承知しておくだけで、諮問は経産省及び厚労省から文科省の放射線審議会に対して行うことになった。原子力安全委員会としては、事実上庁舎に詰めていた3人の委員で15時頃から会議を開いてもらい、保安院からの説明を了承した。

当時保安院は主導的役割を果たせておらず動きが鈍かったように見受けられた。斑目委員長は常に海江田大臣と細野補佐官のそばにおり、両者とも専門家として斑目委員長を頼っていて、何でも斑目委員長に聞いてしまえという感じだった。

【取扱い厳重注意】

500mSv への再度の引上げの話はあったかもしれないが、 の中での検討に留まっていた。 までは上がってきていない。

3. モニタリングについて (担当: 仁保)

3月16日のモニタリングに係る役割分担 (文科省がモニタリングデータを収集・公表し、安全委員会がそれらのデータを評価するというもの) については、同日午前9時頃に、屋内退避区域の外側である第一原発から30 km 以遠の地域の一部で、高い放射線量が計測されおり、その説明を行うために官房長官から久住安全委員会委員が官邸に呼ばれた際に、上記役割分担について官房長官から指示が行われたと聞いている (詳細については、久住委員に同行した小原課長に聞いてほしい)。私 (水間課長) は、久住委員から直接報告を受けたわけではないが、午前中に安全委員会がモニタリングデータの評価を行うことになったということを知っていたと記憶している。

3月25日からモニタリングデータの評価結果を安全委員会から公表するに至った経緯についてであるが、事故発生後から国民への情報開示は一般的に官房長官記者会見を通じて行われていたので、16日から25日までは、安全委員会においては評価結果を安全委員会から公表するという発想はなかった。文科省は、マスコミ等からただデータを公表されても意味が分からないと批判を受けていたらしく、23日頃に森口文科省審議官から私 (水間課長) のところに電話があり、安全委員会から評価結果を公表してほしい旨の依頼があった。その後、安全委員会は、福山官房副長官の指示に基づき、3月25日に公開の会合を開催したが、対外公表については全て官邸に報告するようとの指示が事故発生後から来ていたため (時期等の詳細は不明)、25日以降公開の会合での配布資料については官邸 (総理、官房長官、福山官房副長官、細野補佐官、瀧野官房副長官) に送付していた。

4月22日に原子力災害対策本部が発表した「モニタリング強化計画」は、広瀬参与と吉田技術参与が安全委員会事務局からほぼ独立する形で起案し、関係省庁との調整を行っていたので、詳細は承知していない。

ところで、広瀬内閣官房参与の任命は官邸の意向であると聞いており、安全委員会が広瀬参与の任命を知ったのは、任命日 (3月28日) の2~3日前であったと記憶している。対外的には、 内閣府官房長の応答要領において、「安全委員会事務局をサポートするために経験豊富な広瀬参与を任命した」という説明がなされたが、安全委員会から事務局の強化を官邸等に要請したわけではない。吉田技術参与の任命についても、官邸の指示に基づくものと聞いており、広瀬参与をサポートするために、3月29日頃に任命された。

4. SPEEDI (緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム) について (担当: 仁保)

(3月16日以降、文科省が安全委員会に SPEEDI の運用を任せようとした経緯について、別添資料を用いて水間課長から適宜説明があったうえで、) 3月16日以降、文科省は SPEEDI に関する同省への問い合わせは、全て安全委員会に回していたので、マスコミや SPEEDI の存在を知っている専門家等から、SPEEDI に関して安全委員会に対して多数の問い合わせがあった。環境モニタリング指針や原子力災害対策マニュアル等においては SPEEDI データの公表に関する取り決めはなく、また、そもそも SPEEDI システムを所管

【取扱い嚴重注意】

しているのは文科省であったため、安全委員会としては SPEEDI による試算結果を 公表するという発想はなく、プレスからの問い合わせについては、「文科省の方に問い合わせしてほしい」と回答していた。また、3月15日以前でも委員の間では、政府はすでに避難措置等を探っており、わざわざ SPEEDI を使って避難措置を検討する必要はないとの考え方が共有されていたように思われる。

(3月23日に安全委員会が公表した SPEEDI の試算結果について) 3月23日の午前中に、逆推定による SPEEDI 試算結果(モニタリング結果を用いて放出源情報を逆推定し、その情報をもとに SPEEDI システムにより3月1日から24日までの積算線量の値を計算したもの)が得られた。その結果の一つである小児甲状腺の積算線量が、避難・屋内退避措置の範囲外である30 km 圏外において、ヨウ素剤の服用基準である100 mSv を超えていたことを受け、班目委員長と久住委員が官邸に説明に行くこととなった。

これとは別のルートで、3月23日の午前中に小原 課長が細野補佐官から SPEEDI の試算結果の公表に関して説明を求められて、事前にアポイントメントをとっていたので、班目委員長と久住委員は一刻も早く官邸幹部に説明を行うため、小原課長の車に同乗して官邸に向かった。ただし、当初、小原課長は細野補佐官に対して、当時安全委員会が認識していた SPEEDI の試算結果は、公表してもあまり役に立たないものであるとの説明を行う予定であった(官邸では、午前中に細野補佐官、午後に官房長官、総理にそれぞれ説明を行っているが、具体的なやりとりについては小原課長に確認してほしい)。

3月23日に得られた逆推定による SPEEDI 試算結果については、 官邸から安全委員会から技術的な説明を行うようにとの指示があり、公表することとなった。同日夕方に(上記試算結果を官邸に説明に行った)班目委員長及び久住委員が安全委員会に帰ってきてから、公表のためのプレス会見の準備を開始したと記憶している。4月11日には、安全委員会は、事前に官邸の了解を得て第二回目の逆推定による SPEEDI 試算結果の公表を行った。

3月23日以降の SPEEDI データの公表については、①1時間あたり1Bqの放射性物質の放出を仮定した SPEEDI の定時計算の結果(以下、「単位放出」という)、②モニタリング結果を用いて放出源情報を逆推定し、その情報をもとに SPEEDI システムにより 積算線量の値を計算した結果(以下、「逆推定」という)、③さまざまな過程において文科省、安全委員会、保安院がそれぞれ独自に行った試算(以下、「独自試算」)の三種類について、累次にわたって文科省と安全委員会の間で協議が行われた。3月24日に文科省に対してなされた情報公開法に基づく情報公開請求への対応を契機として、情報公開法上の請求についての対応方針が文科省、安全委員会の間で検討され、官房副長官や細野補佐官、伊藤危機管理監等の指示を仰ぎながら、対応が決められていった。 4月中旬までに、福山官房副長官及び細野補佐官の意向を受け、SPEEDI の計算結果について情報公開法に基づく情報公開請求があった場合には、①単位放出については公開、②逆推定については安全委員会が公表しても良いと判断したもののみを公表、③独自試算については非公開という整理がなされた。

その後、4月中旬に一部報道において官邸が SPEEDI データの公表を止めたとする記事が出たことを契機として、行政側から積極的に公表を行うことが政府内部で検討され、官房長官の指示を受けた細野補佐官の意向を受けて、最終的には4月25日に細野補佐官が

【取扱い厳重注意】

政府・東電による統合記者会見の場で SPEEDI データの公表を発表した。この記者会見では、細野補佐官は①単位放出のみならず、③独自試算についても全て公開されるものと考えていたようであるが（②は3月23日以降安全委員会が適宜公表していたので、問題とはならなかった）、XXXXXXXXXXは、まずは①単位放出を公表し、③独自試算についてはデータを整理したうえで公表すれば良いとの理解であった。その後、③独自試算についてデータの整理方法に関してXXXXXXXXXXの間で調整が行われ、福山官房副長官と細野補佐官の了承を得て、5月3日に文科省、安全委員会、保安院のウェブサイトから公表された。

5. 安全委員会委員等の現地派遣について（担当：仁保）

（事故発生直後から、海老根XXXXXXXXXX企画官1名を除いて現地に安全委員会の職員は派遣されなかったが）安全委員会として明確に安全委員会委員等を現地に派遣しないとの決定を行ったことはない。当時は、公共交通機関が麻痺しており、現地に職員等を派遣することは困難であった。さらに、オフサイトセンターが機能しておらず、原子力災害対策本部長（総理）から原子力現地対策本部長（経産副大臣XXXXXX）に対して原子力災害対策基本法に基づくも権限委任も行われなかったため、現地の情報を収集しつつ派遣の必要性については常に確認を取るようにはしていたが、結果的に派遣はされなかった。また、現地対策本部や県から委員等を派遣してほしいという要望は、私（水間課長）の知る限りではなかったと記憶している。

【機密性 2 情報】

事故調査・検証委員会第3班追加ヒアリング対応メモ

2011年8月22日

原安委事務局・水間

(問) 官邸(特に緊急参集チーム)における原子力安全委員会の役割

- ・「原子力災害対策マニュアル(原子力災害危機管理関係省庁会議)」に規定有。

(問) 官邸における班目委員長の動き(総理への助言等)

- ・3月11日～12日は、水間は官邸に行っていないので、班目委員長の両日の言動については、直接承知してはいない。
- ・班目委員長が菅総理に直接説明している場面に水間が居合わせたのは、3月14日夕方の総理執務室での打合せの場の1回のみと記憶。この場には、枝野官房長官、海江田大臣ら出席していて、原子力安全委員会からは、班目委員長の他、久木田委員長代理、岩橋事務局長、JAEA 〇〇氏が同席。1Fサイトの半径30km圏内を避難区域とすることまでは必要ないであろうとの説明を行った。

(問) 海老根企画官の現地派遣の経緯

- ・3月11日は、水間は午後から出張し、地震発生時は用務先の茨城県東海村のJAEA原子力科学研究所(旧原研)に居た。直ちに用務を切り上げ、東京に戻るべく試みたが、結局、原子力安全委員会事務局に帰り着いたのは、翌3月12日20時頃であった。したがって、海老根企画官の現地派遣の手配等については関わっておらず、事実関係については後から、事務局内で聴かされた。

(問) モニタリング

○3月16日のモニタリングの役割分担に関する官房長官指示の経緯

- ・3月16日の官房長官によるモニタリングの役割分担に関する指示について、それがどういう経緯でなされたのかについては、承知していない。

○3月25日からモニタリングデータを公表するに至った経緯

- ・ 3月23日21:00から、原子力安全委員会として SPEEDI の試算結果についての記者会見を実施したが、その際、記者から、原子力安全委員会の顔が見えない、官房長官による記者会見で説明される数字の根拠が示されない場合があり、専門的な解説や資料の発信については原子力安全委員会が自ら行うべきではないか、環境モニタリングについても文部科学省はデータを出すだけで数値の意味や評価についての説明がないので原子力安全委員会による評価結果について、自ら公表し、さらに記者団に解説してほしい等の要望が出され、班目委員長から、「前向きに検討してまいりたい。」と発言。
- ・ これを受け、庁舎内会見室の確保や使用する資料の作成方針等の検討を進め、3月25日の原子力安全委員会の議題として取り上げ、原則毎日記者会見を開き、モニタリング結果の評価についての説明を行うこととしたもの。この会見は同日から1か月間にわたり、原子力安全委員会の単独ブリーフィングとして実施したが、その後、本件については、東電本社における統合会見の場で資料提供・説明を行うようになった。なお、資料の公表は、一貫して原子力安全委員会のウェブサイトにおいて行っている。

<http://www.nsc.go.jp/anzen/shidai/genan2011/genan019/siry03.pdf>

○4月22日に発表されたモニタリング強化計画の策定経緯（広瀬内閣府本府参与及び吉田技術参与と原子力安全委員会との関係を含む）

- ・ 原子力安全委員会は、4月10日の原子力安全委員会臨時会議にて、同日付けで原子力災害対策本部から意見を求められた件について、「計画的避難区域」と「緊急時避難準備区域」の設定についての意見を述べたが、その中で、このような区域設定の見直しが将来なされるまでの間、「さらに当該区域の環境モニタリングを強化して、関係するデータを集約・分析して、見直しの検討に資するようになることが必要である。」としている。
- ・ 4月22日の「環境モニタリング強化計画について」は、この原子力安全委員会の意見を受けて、原子力災害対策本部が策定したしたもの。
- ・ 策定作業については、広瀬研吉内閣府本府参与と吉田敏雄氏が文部科学省等と連絡調整を進めていたようであるが、詳細は承知していない。

【機密性2情報】

○原子力安全委員会が行ったモニタリング評価結果の緊急参集チームでの扱い

- ・原子力安全委員会では、3月16日の官房長官指示を受けて、3月17日から文部科学省から情報提供を受けたモニタリング結果について随時、評価を行っていたが、その評価結果については、官邸の緊急参集チーム会合で資料配付・説明を行い、情報共有に供していたところ。

(問) SPEEDI の運用について

○3月15日以前の原子力安全委員会における SPEEDI の活用

- ・SPEEDI は、国の防災基本計画にも明記されているとおり、文部科学省が整備・運用しているものである。今回の福島第一原子力発電所の特定事象発生後は、同計画に基づき、文部科学省からの指示により(財)原子力安全技術センターは、単位量(1ベクレル)放出を仮定した予測計算結果を3月11日の夕方以降、関係機関に配信していた。原子力安全委員会も事務局に設置されている表示端末機で、この配信を受けていた。
- ・今回の事故においては、施設から放出される放射性物質等に関する情報(放出源情報)が得られていなかったことから、文部科学省はSPEEDI本来の機能である施設からの放出情報を用いた放射性物質の拡散予測計算を実施できていなかったと認識。
- ・3月12日に、原子力安全委員会からの依頼で、1F1号機からの放射性物質の放出を仮定した試算を行ったものとされるもの(1件)があることを事後知った。(原子力安全委員会のウェブサイトで公表している。)

○3月16日以降のSPEEDIの担当省庁に関するやり取り

- ・3月16日午前、文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課防災環境対策室[]から電話があった。「本日午前中の官房長官の決定により、文部科学省では環境モニタリング測定を充実強化させることになった。この際、文部科学省の最高幹部の決定により、本来の被曝予測計算が全くできていないSPEEDIは、文部科学省では使わないことにしたので、文部科学省EOCに來ている(財)原子力安全技術センターのSPEEDIのオペレータはやることがなくなった。こういう事情なので、今日これからすぐにでも、原子力安全委員会が行うモニタリング評価等に際してのSPEEDIの効率的活用に資するため、

- (財)原子力安全技術センターの SPEEDI のオペレータを原子力安全委員会事務局に派遣するので、庁舎内への受入れ方よろしくお願ひしたい。」とのこと。
- ・ 当方から、「SPEEDI は、文部科学省が(財)原子力安全技術センターに委託して整備・運用しているものであるが、オペレータがこちらで作業することで、この委託関係や(財)原子力安全技術センターの役割が変わることはあるのか。」と確認したところ、XXXXXXXXXX「原子力安全委員会として SPEEDI を用いる場合に、これからはいちいち文部科学省を通じて連絡してもらう必要はなく、(財)原子力安全技術センターのオペレータに入力条件などを示してもらえばよいということであり、原子力安全委員会に何か新たな負担をお願ひするものではない。」との返答を受けた。
 - ・ 3月16日の官房長官による役割分担に関する指示については、①文部科学省がモニタリングのデータ取得及び結果のとりまとめ・公表を行い、②原子力安全委員会はこのモニタリング結果についての評価を行い、③原子力災害対策本部においてその評価に基づく各種具体的対策を行う、というものが原子力安全委員会としての理解であったし、官房長官から原子力安全委員会に対し、SPEEDI の運用を原子力安全委員会に移管せよとか一元化せよというような指示は受けていない。
 - ・ その後、放射性物質の放出量の推定の精度向上などに努めつつ、いくつかの計算条件に基づいての SPEEDI を用いた試算を実施していたが、施設からの放出量が時間の経過とともに少なくなり、5月上旬ごろまでには、それまで以上の精度向上の期待はできない状況になったので、5月12日の原子力安全委員会において総括を行い、以降においては原子力安全委員会独自の試算を行う見込みはないことを表明した。
 - ・ これに伴い、(財)原子力安全技術センターのオペレータに依頼する作業も全くなかったので、5月中旬ごろから森口文部科学審議官に対し、数次にわたる電話で、土日を問わず夜勤シフトを組んでいる(財)原子力安全技術センターの派遣を早急に取りやめてくれるよう依頼。5月末にようやく文部科学省が(財)原子力安全技術センターに対し、原子力安全委員会事務局から引き揚げるよう指示を行ったので、本件オペレータの派遣が終了した。
 - ・ なお、SPEEDI の運用が原子力安全委員会に移管され、一元化されたのか等について問うた上野通子参議院議員からの質問主意書に対する政府の答弁書においても、「(SPEEDI の)運用を原子力安全委員会に一元化した」という事実はないことが明記されている。

<http://www.sanglin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/177/meisai/m177132.htm>

○3月23日に逆推定によって得られた SPEEDI データの扱い

- ・ 3月16日以降、原子力安全委員会では、日本原子力研究開発機構の協力を得て、周辺環境モニタリングのダストサンプル測定結果等から、放射性物質の放出量等の逆算的推定を行い、この放出推定値を SPEEDI の入力データとして用いた積算被ばく線量の試算等を試みていたところ。
- ・ 風向き等の関係で3月20日頃から利用可能な測定データが取れ始め、3月23日の朝になって、最初の「後予測的」な放射性ヨウ素による積算内部被ばく線量の試算結果が得られた。
- ・ この試算結果の精度についてはかなり粗いものであり、また、非常に保守的な仮定を置いたもの（1日24時間屋外に居た場合）であったが、特定の方向・地域において相対的に高めの積算線量の分布を示していたため、23日午前中に、班目原子力安全委員長、久住原子力安全委員、■■■■氏（JAEA）が官邸に赴き、小児甲状腺内部被ばくについての念のための測定実施の必要性などをまず細野総理補佐官、続いて枝野官房長官らに説明した。
- ・ 本件試算結果を踏まえ、原子力安全委員会緊急助言組織が3月23日及び25日付けで原子力災害対策本部あてに「被ばく線量評価に伴うモニタリングの強化について」を発出し、現在の被ばく線量の把握、特に感受性の高い小児への健康影響をより正確に把握するため、屋内待避区域あるいは SPEEDI で甲状腺の等価線量が高いと試算された地域の小児の甲状腺線量の実測を依頼。
http://www.nsc.go.jp/ad/pdf/20110325_4.pdf
- ・ 官邸からの意向もあり、3月23日21:00から、原子力安全委員会として本件試算結果についての記者会見を実施。
- ・ 原子力安全委員会が行った上記の試算を含む SPEEDI 活用に関する経緯等については、5月12日の原子力安全委員会にて総括を行っている。

<http://www.nsc.go.jp/anzen/shidai/genan2011/genan031/siryo4-1.pdf>

<http://www.nsc.go.jp/anzen/shidai/genan2011/genan031/siryo4-2.pdf>

<http://www.nsc.go.jp/anzen/shidai/genan2011/genan031/siryo4-3.pdf>

【機密性2情報】

OSPEEDI データの公表について

- ・ SPEEDI を用いて得られた試算や計算結果の公表については、その試算条件や仮定の設定を行って計算等の依頼を行った機関が、それぞれのウェブサイトにおいて公表するなどしている。
- ・ 公表についての経緯等に関しては、下記の柿澤未途衆議院議員への答弁書にて明らかにされている。

平成二十三年七月二十一日提出

質問第三四〇号

SPEEDI試算図の公開に関する質問主意書

提出者 柿澤未途

SPEEDI試算図の公開に関する質問主意書

福島第一原発事故の発生にともない、放射性物質拡散シミュレーションSPEEDIの試算図が三月十二日未明には官邸に送信され、その後も試算図が継続的に作成されてきた。ところが、その試算図は作成直後に公開されず、ほとんど全ての試算図が、作成から一カ月以上の期間が経過した五月以降になって、遑って公開されていく事となった。政府のこの対応が適時適切な住民避難を妨げたとの批判もあり、これについては菅総理も「責任を感じている」と答弁されているところである。

そこで、以下、質問する。

- 一 SPEEDIの試算図を当初、非公開とするにあたって、その是非を検討し、決定した人がいるはずだが、それは政府内のどの部所の誰(単数か複数かを問わず)か。
- 二 公開・非公開を決定できる法律上の権限を有しているのはどの部所の誰か。
- 三 非公開とするにあたっての法的根拠は何か。
- 四 SPEEDIの試算図は「元々、住民避難への活用が想定されているものであり、作成時点で原則公開すべきものだった」と広く解されているが、SPEEDIの試算図は公開を原則とするものであるとの理解で良いか。また、その根拠法令は何か。
- 五 衆議院東日本大震災復興特別委員会における質疑を控え、本年五月二十七日に上記の内容を含めた「資料要求」を政府に提出しているが、上記の内容については、政府はこの間、回答の保留を続けている。国会議員からの資料要求に対し、二カ月間近くの長期間にわたって回答せず放置した理由を、具体的かつ納得できる形で明らかにされたい。

右質問する。

衆議院議員柿澤未途君提出SPEEDI試算図の公開に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)については、「防災基本計画」(昭和三十八年六月十四日中央防災会議決定)等において、関係省庁の迅速な応急対策の実施に資するため、得られた予測結果を関係省庁に伝達すること等を定めているが、平成二十三年三月十一日に発生した平成二十三年(二十一年)東北地方太平洋沖地震の発生後、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所について、地震による通信系統の途絶等により、原子炉の状態等に関する情報が入手できなかったため、実際の放射性物質の予測放出量等の情報を得ることができず、これに基づく放射能影響予測を行うことができなかったものであり、現在においても同様の状況にある。

他方、内閣府原子力安全委員会においては、周辺環境における放射性物質の大気中濃度の測定結果等から推定される福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出量等に基づき、周辺環境における積算線量の試算等を同月十六日から行い、その結果を同月二十三日以降、公開するなどしており、文部科学省においては、福島第一原子力発電所から一ベクレルの放射性物質が放出されたと仮定した場合の周辺環境における放射性物質の大気中濃度及び空気吸収線量率の試算等を同月十一日から行い、その結果を同年四月二十六日以降、公開するなどしており、経済産業省原子力安全・保安院においても、福島第一原子力発電所から様々な量の放射性物質が放出されたと仮定した場合の放射性物質の大気中濃度及び空気吸収線量率の試算等を同年三月十一日から行い、その結果を同年五月三日以降、公開している。

政府においては、福島第一原子力発電所及び東京電力株式会社の福島第二原子力発電所の事故に関する情報について、適切な公開に努めてきたところと認識しているが、今後とも、両発電所の周辺住民等に役立つ正確できめ細かな情報の提供を行ってまいりたい。

五について

お尋ねの点については、事故への対応等により業務が多忙を極めていたこともあり、対応が困難だったためである。

○3月14日の作業員の線量限度の250mSvへの引上げに関する安全委員会(委員長含む)の関与について

- ・3月14日(月)は、官邸にて班目委員長と一緒に居たことを記憶。
- ・1F現場の線量が高くなっている中、注水作業を行うには、従事者の被ばく線量限度を引き上げる必要性についての相談が行われた。13時半頃、5階の応接間でのことで、海江田大臣、細野総理補佐官、保安院安井氏、東電武黒氏らが居たように思う。
- ・班目委員長から「緊急時なので、1人当たり250mSvまでに制限して注水作業を続けることでやむなし」というような発言があったと記憶。
- ・15時頃、班目委員長と官邸2階の会議室(待機場所)に居たところ、保安院(具体的に誰だったか覚えていない)から班目委員長に「原子力安全委員会が方針決定してくれれば、経済産業大臣告示を変える理由にできるので何とかしてほしい」旨依頼があり、班目委員長から水間に対し手続きを指示。水間は役所に居た水野総務課長補佐にこの旨を電話連絡し、「本件は、経済産業大臣告示であるので、あくまでも経産省から発議されるべきものであり、また、厚生労働省所管の電離則上の規定にも同様のものがあり、厚生労働省との連絡調整も経産省から行ってもらうべき。さらに、文部科学省の放射線審議会への諮問も両省からやってもらわなければならない。まずは、経産省の担当者(佐伯氏)と調整を至急行うように」と指示。
- ・折り返し水野補佐から水間に電話があり、「経産省とは調整できた。先方は、やはり原子力安全委員会としても、線量限度引上げの方針について承知しておいてもらいたいとのことであった。」と報告があったので、「班目委員長の了解を得ておくので、庁舎内に居る3人の原子力安全委員に集まってもらって、会議を開き、経産省の方針を原子力安全委員に報告すること。」と指示。
- ・さらに水間は、文部科学省の明野原子力安全課長に電話し、原子力安全委員会が調整する立場にはないが、経産省と厚生労働省から作業員の線量限度を引き上げることにについて放射線審議会へ諮問する旨の連絡が行くと思うから、持ち回りでも放射線審議会の対応ができるよう準備しておいた方がよいと思う旨、予告的に連絡しておいた。